

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

生産性革命推進事業における、「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、「低感染リスク型ビジネス枠」を創設します。

①ものづくり補助金

➤ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率：中小 1/2、小規模 2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：1,000万円 補助率：2/3

②持続化補助金

➤ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠（注）】 補助上限：50万円 補助率：2/3

注：通常枠（令和3年2月5日締切り分）については以下を別枠として上乗せ

【事業再開枠】 補助上限：50万円 定額（10/10）

【追加対策枠】 補助上限：50万円

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：100万円 補助率：3/4

③IT導入補助金

➤ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限：30～450万円 補助率：2/3

■各補助事業の公募スケジュール

①ものづくり補助金

通常枠：公募中、2月19日（金）17時
低感染リスク型ビジネス枠：未定（詳細が決まり次第公表します）

②持続化補助金

通常枠：公募中、2月5日（金）当日消印有効
低感染リスク型ビジネス枠：3月中公募開始予定

③IT導入補助金

通常枠：未定（詳細が決まり次第公表します）
低感染リスク型ビジネス枠：未定（詳細が決まり次第公表します）

※詳細は各補助金ページ（37～40ページ）を参照ください

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業において、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援します。

■低感染リスク型ビジネス枠における各補助金の拡充内容

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

■事業再開枠の対象 (持続化補助金(通常枠・2月5日締切り分))

※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策 (アクリル板・透明ビニールシート等)
- 換気設備
- その他衛生管理 (クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等)
- 掲示・アナウンス (従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの)

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisansei.smrj.go.jp>

【各補助金に関するお問合せ】

34～37ページに記載の各補助金お問合せ先をお願いいたします。

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業 コールセンター：03-6837-5929



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①ものづくり補助金

基本情報

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

対象 : 中小企業・小規模事業者 等

補助上限 : 原則1,000万円

補助率 : 【通常枠】 補助率 : 中小 1/2、小規模 2/3
【低感染リスク型ビジネス枠】 補助率 : 2/3

※ 詳細は35、36ページ参照

※ 低感染リスク型ビジネス枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

想定される活用例

(通常枠)

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入する

(低感染リスク型ビジネス枠)

- ・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する

公募スケジュール（5次締切）（通常枠）

申請開始 : 2月2日（火）17時（公募要領公開中）

申請締切 : 2月19日（金）17時

※ 低感染リスク型ビジネス枠については詳細が決まり次第公表します。

ものづくり補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

電話番号 : [050-8880-4053](tel:050-8880-4053) (10:00~17:00 (土日祝日除く))

公募要領に関するお問合わせ : monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問合わせ :

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

【ものづくり補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】

(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisansei.smrj.go.jp>

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター

※ 可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合わせ : seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業 コールセンター : 03-6837-5929



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

②-1 持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：50万円、補助率：2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3または定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実（登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は令和2年5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

4次締切：令和3年2月5日（金）当日消印有効

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



②-2 持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円（*）、補助率：3/4

* 補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策(消毒液購入、換気設備導入等)に充当可能（※）。

※緊急事態宣言の再発令に伴い**特別措置**を講ずる。

要件：緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年同期比で30%以上減少している場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。

→審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**。

想定される活用例

・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象となる。

公募スケジュール

3月中公募開始予定

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。

（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業 コールセンター：03-6837-5929

③ IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円

補助率：通常枠 1/2

低感染リスク型ビジネス枠 2/3

想定される活用例

- ・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する

(通常枠の導入例)

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

(低感染リスク型ビジネス枠の導入例)

- ・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
- ・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール 未定（詳細が決まり次第公表します）

IT導入補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトで公開予定です。

【IT導入補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

【IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】

(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisansei.smrj.go.jp>

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合せ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業 コールセンター：03-6837-5929



感染症対策を含む 中小企業強靱化対策事業 (ハンズオン支援令和2年9月2日～受付)

別添②⑥

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。

「事業継続力強化計画」認定制度とは？

中小企業等が、**自然災害等への事前対策をまとめた計画を、経済産業大臣が認定する制度**です。自然災害等リスクの認識や発災時の初動対応手順、人・モノ・カネ・情報等に対する事前の準備、訓練などの実行性を確保する取組などを記載していただきます。

認定を受けた事業者には、**税制優遇や金融支援**などの支援策が講じられます。
(詳細はページ下部「事業継続力強化計画」について)を参照)

今後以下の取組を実施する予定です。

① **感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化計画策定の手引き」を更新**

「事業継続力強化計画策定の手引き」について、感染症対応等の記載例や説明等のコンテンツを追記し、更新しました。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/kyoka_tebiki.pdf

② **新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定をハンズオン支援。**

新型コロナウイルス感染症対策や、台風、地震等の自然災害等への事前の対策に知見を持つ支援人材を、事前の対策を検討する中小企業者等に無料で派遣し、「事業継続力強化計画」等の事前の計画策定の支援を行います。

ご希望の方は、以下URLよりお申し込みください。

→<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/tandoku/>

【参考ページ】

「事業継続力強化計画」について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

新型インフルエンザ対策のための事業継続計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>



中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長 (所得税・法人税)

- 近年、全国各地で頻発する自然災害、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

- 対象者：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）
- 対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)

対象となるものの用途又は細目

機械及び装置
(100万円以上)

自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

器具及び備品
(30万円以上)

自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、
感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ

建物附属設備
(60万円以上)

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、**無停電電源装置 (UPS)**
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能をもつものを含む。)

※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げするために取得等をするもののみ対象となる。

※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。

テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

別添⑳

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法はこちらのQRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース



2. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（39ページ参照）

3. 税制面での支援

① 少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

② 中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

🔍 中小企業税制パンフレット ▶

で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。



令和2年度第三次補正予算案:14億円

【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

【要求理由】

コロナ禍において、従来のような賃金の大幅引上げが困難な状況にあっても、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

【対象事業場】

以下の2つの要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※ () 内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

令和2年度当初: 3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※ () 内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	20円コース (新規)	30円コース
1人	20万円	30万円
2~3人	30万円	50万円
4~6人	50万円	70万円
7人以上	70万円	100万円

制度概要

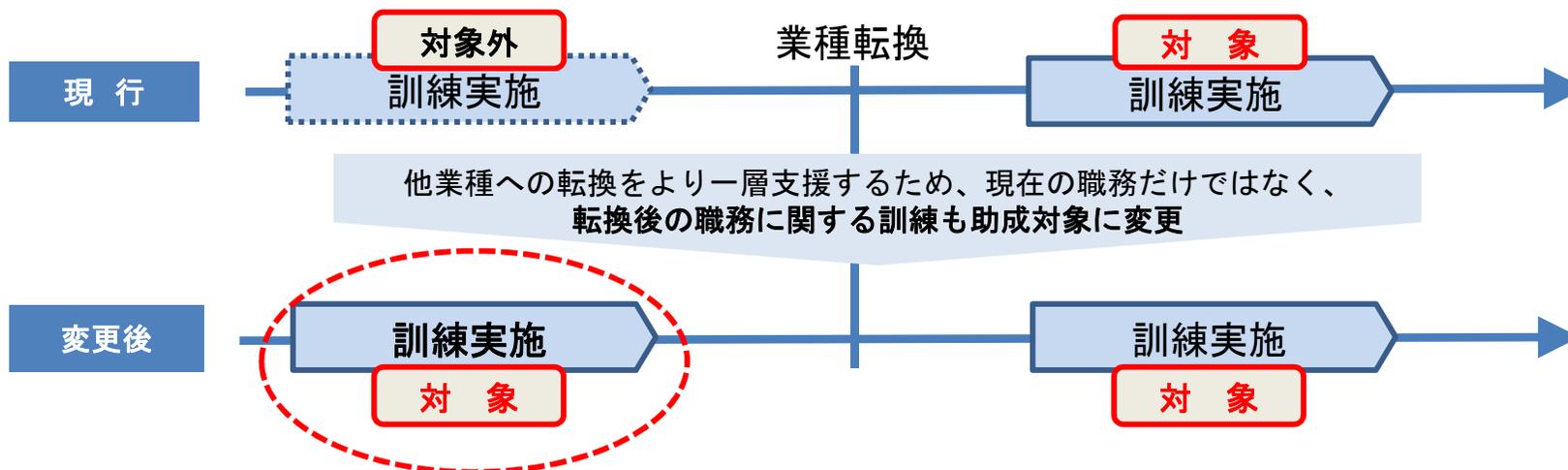
職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	助成内容	助成率・助成額 ※1 注：()内は中小企業事業主以外		
		経費助成	賃金助成	OJT実施助成※2
特定訓練コース	・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	45% (30%)	760円 (380円)	665円 (380円)
一般訓練コース	・その他のコース以外の20時間以上の訓練について助成	30%	380円	-
特別育成訓練コース	・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	実費 (上限あり)	760円 (475円)	760円 (665円)

※1 生産性要件を満たした場合、特定分野認定実習併用職業訓練の場合等、一定の要件により割増し率・額を適用。 ※2 OJTとOFF-JTを組み合わせた雇成型訓練を実施した場合のみ。

改正内容

業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象に追加する拡充を予定



トライアル雇用、障害者トライアル雇用、障害者短時間トライアル雇用を実施中の事業主の方へ

新型コロナウイルスの影響で休業した場合、 特例的にトライアル雇用期間を変更できるようになりました

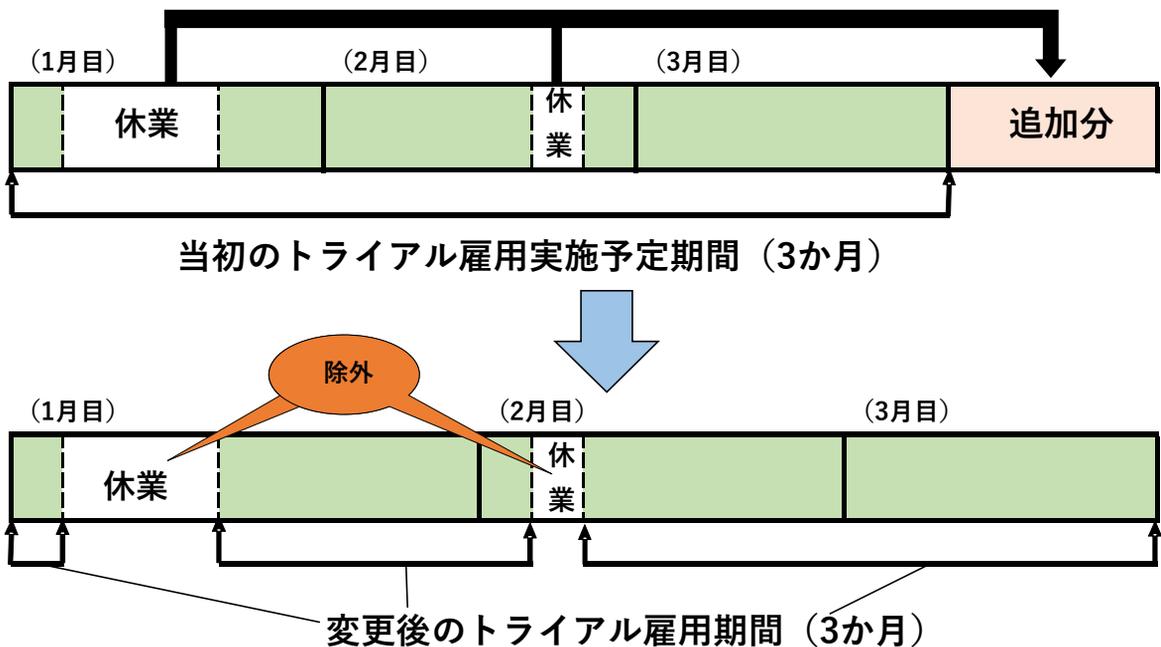
トライアル雇用※期間中に新型コロナウイルスの影響で休業した場合、休業中の勤務予定日を除いて、終了予定日の翌日以降に追加することができます。ただし、すでにトライアル雇用を終了している場合は対象となりません。

※トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。

トライアル雇用期間を変更するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 令和2年4月1日～令和3年2月28日の間にトライアル雇用期間が含まれていること
- ・ 上記期間中に新型コロナウイルスの影響で対象者を休業させたこと
- ・ 休業により、対象者の適性が見極めが難しくなったこと
- ・ トライアル雇用期間の変更について労働者との合意があること

(トライアル雇用期間の変更例)



<注意ください！>

変更前後でトライアル雇用期間中の**合計勤務日数**が同じになるようにすること。

- ▶ 変更する場合は、「トライアル雇用実施計画書変更届（新型コロナ特例）」を提出する必要があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）
要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒**新たな類型として追加**

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加した上で、適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和4年度末まで】

※赤字は今回の追加業種等

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	<p>個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業</p> <p>30%特別償却 又は 7%税額控除</p>
	<p>資本金3,000万円超の中小企業</p> <p>30%特別償却</p>

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

少額減価償却資産の特例

取得価額が30万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額300万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※1)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人(※2)の100%子法人(※3)等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- ④税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人(※3)

※2 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)又は受託法人

※3 平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和2年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口